

有精堂(昭25・刊)

枕詞の研究と釈義

福井久蔵著
山岸徳平補訂

有精堂(昭35刊)

枕詞辞典

大塚竜夫著

創元社(昭36刊)

新校万葉集

沢瀉久孝
佐伯梅友共著

創元社(昭36刊)

日本文学大辞典

藤村作著

新潮社(昭33刊)

国語国文学研究大成7

西下経一
実方清著

三省堂(昭35刊)

万葉集全註釈(二、十二、十三)

武田祐吉著

角川書店(昭32刊)

源順伝記考

杉浦(伊藤)辰子

序

源順は嵯峨天皇の曾孫であり、和漢の学に達し詩文や和歌に巧な人物であった。所謂、梨壺の五人のうちでも随一に数えられ、かつ、三十六歌仙の一人に選ばれている。彼の私家集には、そうした賢才ぶりが余すところなく發揮されている。しかし、一方彼は刻苦勉強して学問に励んだのであった。

本稿は、源順集を中心に本朝文粹、扶桑集、和漢朗詠集、朝野群載、和名類聚鈔、勅撰集、平安朝の歌合、天徳三年鬮詩記、三十六人歌仙伝等を参照して彼の作品、特に和歌漢詩文によつて、彼の家庭、創作活動、詠歌事情、交際関係、人物等について、考察し、彼の事蹟や伝記を明らかにしたいというのが目的である。

なお、源順集の使用にあたっては、次の如き点に留意した。

源順集は底本として統国歌大観所収(歌仙家集本による)のものを使用する。

本稿は統国歌大観の源順集の番号を使用する。但し、「一八九〇一」から「一九一一七」までが源順のものである。

底本以外の引用歌はその資料による番号を用いることにする。

(一) 順の家庭

源順は嵯峨天皇の子孫である。彼の略伝を記した三十六人歌仙伝によれば、永観元年に年七十三卒とあるから逆算して延喜十一年の生れということになる。彼の系図を尊卑分脈に見ると次の通りである。

嵯峨天皇

源定 — 至至 — 挙 — 順 — 貞

……頼……女子

まず、順の父母、兄弟、妻、子供について述べ家庭環境を明らかにしてみたい。

順の父は系図にあげた通り挙である。だが挙については源定の孫、至の子、左馬助であつたという事のほか明らかではない。挙が世を去つたのは扶桑集の五嘆吟并序によつて、順が二十才の延長八年の夏であることがわかる。

母については、資料なきによつて究明すべくもない。ただ、父の場合と同じように、五嘆吟并序によれば、承平五年秋に順の母某が卒している。更にこの詩文から母は橘系ではなかつたかと思われる。また、倭名類聚鈔の序文によつては勤子内親王の女房であつたことも考えられる。

次に兄弟についてであるが、系図によれば先の通り、順と頼しか見られない。しかし、扶桑集の五嘆吟并序によれば、明らかに二人の兄があつた事が窺われ、順は末子かと思われる。

順の妻については、いつ頃誰と結婚したのか明らかにできないし、また、恋の相手も見られない。強いて女性関係をあげれば、拾遺和歌集の

女のもとよりくらきに帰りて遣はしける〔七三六〕

くらいである。順が女性関係で浮いた話もなく勉強一筋の人物であつたらしい賢実さが窺われると言えよう。

次に順の子供について調べてみると、系図に見えるのは貞一人である。しかし、家集によると死亡してはいるものの他に子供がいた事実がある。

応和元年七月十一日四歳になる女ごを喪ひて同年八月六日又五つなるをのこ子を喪ひて無常の思ひ物にふれておこる悲びの涙乾かず古萬葉集中に沙弥満誓がよめる歌の中に世の中を何に譬へむといへることをとりてかしらにおきてよめる〔一八九七五〜八四〕

この詞書にあるところから、二人の子供は天徳二年と天徳元年との出生であるが、この時順はすでに五十才に近い。

りの順の子供の死に対する弔歌をみると清原元輔集に、

順が子なくなりて侍りしにとぶらひに遣すとて〔一九二〇四〕順がかへし〔一九二〇五〕又かへし遣し〔一九二〇六〕

と贈答歌がみえている。応和元年の同じ頃の制作と言える。元輔の登場は本家集にも度々みることができるので親しい友人関係であつたと思われる。元輔も梨壺の五人の一人であり三十六歌仙の一人でもある。因みに順が元輔に送つた歌をみると、

民部丞清原元輔が弟学生元眞あざな清用みまかりて後は

ふりするまでしらずして遅く聞きにたる由元輔にいひつ
かはす〔一八九八五〕

というのがある。詠歌年時を推定する手がかりとして、元輔の民部丞であつた期間を三十六人歌仙伝で調べると、康保四年から安和二年までであることがわかる。大旨、この三年の間に元眞が死亡しそれに対し順が元輔に弔歌を贈つたものであろう。なお、この頃順の官職は勘解由判官であつた。

(二) 文学活動

源順の文学活動はめざましいものであつたが、まずはじめに、萬葉集の訓点をあげることができる。家集の題詞によれば、村上天皇の天曆五年十月三十日に昭陽舎（梨壺）に和歌所が創設され、清原元輔、紀時文、大中臣能宣、源順、坂上望城の五人が萬葉集に訓点を加えるよう命ぜられている。その時の模様を順の「奉行文」「禁制文」（本朝文粹所収）に窺うことができる。次にあげられるのは後撰和歌集の編纂であるが、天曆五年十月の宣旨は、萬葉集を読めるように訓を附す事と併せて後撰和歌集を撰修する事であつた。そして、先の五人がこれに携わつたわけであり、所謂梨壺の五人と呼ばれている。順はこの宣旨を賜わつた時四十一才にして学生であつた。

ここでこの時の詞書に登場する伊尹について述べておき

たい。天曆五年の頃、伊尹は二十八才で蔵人左近衛少将であつた。順の奉行文に「雄劍在腰拔則秋霜三尺雌黄自口吟亦寒玉一聲」と彼を表現しているが、これは和漢朗詠集にも収められているによつて人口に膾炙していたことが思われる。伊尹は権門の出身で二十一代集才子伝によれば、眞信公孫、右大臣師輔第二子母贈正一位藤原盛子、諡日謙徳公、号一条撰政、花山帝之外祖であることがわかる。順の交流関係の中に登場する、為光、遠度、兼家、遠量なども伊尹と兄弟でありその交りは親しい。しかし多少はこれらの権勢門閥におもねつてゐる故と言えよう。而してこの後撰和歌集の編纂をする頃から、順は藤原伊尹系の邸宅に入りし始めたと思われる。

次の順の文学活動で、天地の歌の詞書について少しく述べてみたい。家集に

もと藤原の有忠の朝臣藤六が返しなり彼はかみの限りにその文学をすゑたりこれはしもにもすゑ時をもわかちつゝよめる〔一八九〇三〇五五〕

のような、天地詞を上下においた四十八首の技巧的歌がある。この詞書の人物有忠については多少考へなければならぬ。まず、荻谷氏は平安朝歌合大成で天禄三年八月廿八日規子内親王前裁歌合の場面に登場する、ありただを説明してこの天地の有忠も源有忠であると述べておられる。一体何故に藤原の有忠を源の有忠の誤りだとされたのである

うか。歌仙家集本及び群書類従本、西本願寺本の三本とも詞書が藤原の有忠云々とあるので、簡単に誤つたとも考え難いのである。藤原姓か、源姓か、いずれにしても有忠は天地の歌の他に群書類従本、西本願寺本に

雙六番のうた

これもありただがよみはじめたるに、よみつく

とあるところから、雙六番の歌も制作している事が知られ技巧的着想に富んでいた人物であることが考えられる。そこでこの有忠が藤原か源かの考察を試みたい。尊卑分脈を丹念に調べた結果、藤原姓では第五十九卷に藤原有相の弟に有忠（作者部類作真忠）がいる。しかし、これは作者部類の言うように真忠のまちがいであろうか。系図にあるその弟なる真忠も誤つて重複されたのであろうか。ともあれ、それはひとまず措いて、萩谷氏の言われる源有忠の系図は尊卑分脈第六十卷に見られる。事実、家集の天禄三年八月廿八日規子内親王前裁歌合の「後宴の記録には「長門権守源の有忠」が登場している。とするとこの歌合での有忠と、天地の歌及び雙六番の歌の有忠は異人も知れぬ。而して私は詞書の「藤原の有忠の朝臣藤六が……」を尊卑分脈第五十九卷の系図から判断して重視し、四男の位置にある有忠は六男ではなかつただろうかと考えてみた。とすれば、真忠の存在が問題になるわけであるが、大日本史料によれば天曆五年十一月十九日に生存している記事がある。私

は理知的な技法をはじめにやりだした有忠は、やはり藤原の系譜の中の一員であると考えたい。だから源有忠ではなく系図にある通り藤原の有忠だと解釈し、且つ真忠も実存し二人が混同されていたのではないかと考える。

次にこの天地の歌の制作年時を推定するに、家集が大体年代順の配列であるところから、およそ天曆年間ではあるうかと思うが詳かでない。ただ、西本願寺本順集の解説の部に

以他本自是奥入了

天曆十年十二月十日庚申夜、ふしてもねられぬころなり
……あれは藤六があらましかば、このおりにやとひて、
みづくきのゆくすゑまで……

とあるのをみると、先の藤原有忠が藤六と言われているので同一人物であろうし、やはり天曆年間頃の制作と思われる。

(三) 宮廷関係

我国最初の分類体の辞書である倭名類聚鈔は源順の編纂したものである。その序文に示されるところによつて、醍醐天皇の第四皇女である勤子内親王の委嘱で編纂したものであることがわかる。いつ頃の事件であるかの手がかりとしてはその序文の

竊以延長第四公主柔德早樹淑姿如花吞湖陽於宵陂籠山陰

於氣岸年纔七歲初謁先帝先帝以其姿色言笑每事都雅特鐘愛焉……………

で先帝、つまり醍醐天皇の御代から朱雀天皇に代わられて以後ということになる。さらに本朝皇胤紹運録に、天慶元年外記日記十一月五日是日西尅四品勤子内親王薨とあるのによつて、編纂された期間は明らかに承平年間となる。ところがこの期間を更に縮めうる有力な裏付けを見いだした。それは同じく序文に

……僕之先人幸忝公主之外戚故僕得見其草祿之神妙僕、老母亦陪公主之下風……

とある如く、承平五年秋に卒した順の母がこの時現在生きているということである。つまり、倭名類聚鈔は承平年間の中でも承平五年の秋以前に編纂されたものであることが明言できよう。この頃順は二十一才〜二十五才の年少であるが、若くから和漢に抽んじていた事に加えて、勤子内親王と二従兄弟の關係(尊卑分脈)であつた事が考えられる。

次に順の参会した詩合、歌合について略述してみたい。

宮廷歌人と言える順は詩合、歌合の作者としても断然たる活躍を示したのである。それは勝負をあらそう歌人の立場であつたり、また、一人遊戯の想いを走らせた戯作的歌合であつたり、ある時には内親王家の女房や、和漢に優れた文人達の中で歌の勝負を判定する重要な判者の立場であつたりした。詩合に関する記事は家集にはないが、「天徳三

年八月十六日闕詩行事略記」(群書類従第百三十四)及び「天徳三年八月十六日内裏詩合」(菟谷朴、平安朝歌合大成)によつて当時を窺うことができる。又この記事に天曆十年勘解由判官に任じられた(三十六人歌仙伝)順が当時も勘解由判官であることが裏付けられている。また、順は詩合の他に本朝文粹に所載されている漢詩文によれば、権門高貴な家にも出入して詩文の会に陪席し沢山の詩を詠んでいるのがわかる。

家集を参照しながら平安朝歌合大成によつて順が歌人として列席した記録を総合してみると次の如くである。

- (イ) 天徳四年三月卅日 内裏歌合
- (ロ) 康保三年五月五日 下総守順馬毛名歌合
- (ハ) 天祿三年八月廿八日 親子内親王前裁歌合
- (ニ) 天祿四年七月七日 資子内親王負態扇歌合
- (ホ) 貞元二年八月十六日 三条左大臣頼忠前裁歌合

まず(イ)の時の歌を家集にみると

天徳四年三月卅日内裏の歌合のひだりかた仰せにより奉る三首(一八九七二〜四)

とある。天徳四年三月卅日村上天皇の御主催により内裏の清涼殿で催されたことは明白である。次に(ロ)について、この記事は家集にはないが、やはり歌合(大日本史料所収)によつて成立時期を知ることができる。(ハ)の歌合の様子は家集によつても詳しく察知できる。主催者の親子内親王と

たりした。詩合に関する記事は家集にはないが、一天徳三

家集によつても詳しく考へてみる 三十一

は本朝皇胤紹運録によれば村上天皇第四皇女である。(一)に
関する歌は家集に

一品宮とうちと御碁あそはさるあふぎつく日なり宮まけ
給ひて七月七日に奉り給ふさまさまにたへなることを盡
せり綾のもんにもんじをもりてはれる歌(一九〇六〇)
とある。因みに、村土皇女資子内親王の誕生は天曆九年で、
一品に叙せられたのは天禄三年三月廿五日であり、長和四
年四月廿六日に六一才で薨じられている。ところで注目す
べきは家集のこの「一九〇六〇」の歌が平安朝歌合大成に
よれば

沈の骨に朽葉の織物を張りてそれに例の扇の歌書くやう
に仮名に織りつけたり、其の歌 藤原中納言為光
||、天津風あふぐともゆめ霧たつなこは棚機の織れる錦
ぞ

と、為光になつてゐることである。一体どちらの詠歌であ
るのか検討が必要となるのであるが、為光といえれば九條右
大臣師輔公九男で母を醍醐天皇の第九皇女雅子内親王とす
る、貴人門閥の人物である。また、順集には為光家への出
入を示す歌が相当数見られる。大体、順集は自撰とみられて
いるのからしても、為光の歌をさも自分が歌つたように家
集に載せたとは考えられない。つまりは、順が親しく出入さ
せて貰つてゐる為光から委嘱させられて特別に配慮し詠進
したのであるまいか。それを順は家集に記しておいたの

であろう。ともあれ、こういう点については充分考慮する
必要があると思われる。この歌合では為光の歌となつて
いるが、平安朝歌合大成の副文献資料の条に、順集(一九〇
六〇)があげてないところをみると、萩谷氏も順集に為光
と同じ歌がある事には気づかなかつたものと忖度される。
付け加えるべきことである。最後に(四)については、家集に
八月左大臣後院にて宴をなす夜の歌(一九〇六三、五)
とあるのがそうである。この三首の中で詞花和歌集に採ら
れている「一九〇六三」は詞書が、

三条太政大臣の家にて八月十五夜に水上月といふことを
よめる

となつてゐるが、当時左大臣(貞元二年四月転左大臣)で
あつた頼忠を、太政大臣(貞元三年十月任太政大臣)を以
て呼んでゐるのは頼忠の極官によつたものであらう。

次に、家集にある屏風歌について簡単に書きだすと次の
通りである。

- (イ) 天曆の御屏風の歌(一首)
- (ロ) 西宮源大納言(源高明)の大饗の日奉る料に四尺の
屏風新しく調ぜらるる料の歌(十八首)
- (ハ) 前朱雀院の姫宮(昌子内親王)の御裳着の日の料に
御屏風つかうまつるに人々に仰せて奉らせ給ふ歌
(七首)

(ニ) 康保二年女五(盛子内親王)男七親王(具平親王)

御屏風の歌(廿三首)

(甲) 右兵衛の督(藤原忠君) 新しくてうずる屏風のれう
に(十二首)

(乙) 永観元年一條の藤大納言(藤原為光)の家の寢殿の
障子に国々の名ある所々を絵にかけるとかく歌(九首)

(丙) 天元二年十月依宣旨奉る御屏風の歌(廿首)

右の中(乙)については多少問題があるので考察してみた
い。昌子内親王の御裳着の儀の行われた年月は河海抄では
天曆六年十一月廿八日で、日本記略、小右記等では応和元
年十二月十七日と記録が重複している。果して、昌子内親
王には御著裳の儀が二度も行われたのであろうか。各々の
記事も信憑度が高いだけにいづれとも決し難い。昌子内親
王は天曆四年の御誕生であるから、前者の場合三才、後者
の場合十二才ということになる。年令的にも、また家集中
前後の歌の位置からしても、後者の記事、応和元年十二月
十七日を重視してもよいと思われる。

その他に宮廷関係の人物で家集に登場しているのは、村
上天皇を御父とし、中宮安子を御母とする為平親王であ
る。為平親王が康保元年二月五日北野に於て子日の御遊を
行われた時の歌が見られる。また、歌合ですでに登場して
いる規子内親王がさらに齋宮規子としての登場がある。規
子内親王が齋宮に卜定されたのは、日本紀略により天延三
年二月廿七日となる。同じく日本紀略により貞元元年九月

廿一日に規子齋宮が野宮に入られている。家集にそれらに
関する歌四首がある。その中で玉葉和歌集に採用されてい
る「一九〇八七」の詞書については訂正すべき点がある。
玉葉和歌集の詞書は

規子内親王伊勢のいつきにてくだり侍りけるに中納言庶
明長奉送使にて返り申しの時禄など給ひて人々歌よみ侍
りけるに

となつてゐるが、まず事件年時として規子齋宮の伊勢群行
に關係する記事を史料綜覧にみると、

貞元二年九月三日 齋宮群行ニ依リテ御燈ヲ停ム(日

本紀略)

貞元二年九月十六日 齋宮伊勢ニ参向セラル(日本紀略)
とあるので、貞元二年九月の事件となる。この時の長奉送
使度幡の中納言(家集の詞書)とは、公卿補任によつて、
当時三十四才の藤原顯光(貞元二年四月廿四日任権中納
言)であることがわかる。さらに二十一代集才子伝をみれ
ば、藤原顯光者、仁義公之長男……寛仁五年五月廿五日
薨、年七十六、号広幡左大臣、又称堀川……とあるので
詞書の人物は顯光に間違いない。ところが、玉葉集の詞書
には先に書いたように……中納言庶明長奉送使……とある。
庶明は、宇多天皇の御孫、三品齋世入道親王の三男で、
すでに天曆九年五月廿日五十三才で薨じている。それ故後
世の貞元二年現在に登場するわけがない。しかし、二十一

代集才子伝によれば庶明も、広幡中納言と号しているので、玉葉和歌集の編纂者が誤つたのであろう。庶明は顕光を訂正すべきである。時に、順は六十六才でありこの頃の詞書によれば、白髪の人であつた事が窺える。

四 交流人物

次に、順の交流関係、贈答関係のあつた人物を抜きだし略述すると次の通りである。

源高明 順は高明の家司の如き立場にあり、かつ、年令の開きも少なく二従兄弟でもあるから親しく交わつていたと思われる。

藤原朝成 順は自分の沈淪を想う歌を朝成に奉つたりしているが、実際の関係は当時の順の上役程度であつたと思われる。

藤原為光 以上は藤原伊尹の兄弟であるが、これら権門遠慮兼家との親しい交りを示す歌が家集に相当数見られる。

源延光 代明親王を御父とし枇杷大納言と号していた。家集、漢詩文にも登場している。

藤原誠信 為光公の一男。

藤原義孝 伊尹公の四男。

中務 双方の家集に贈答歌が数首ある。

平兼盛 光孝天皇の子孫で順と友人関係。

(四) 順の官歴

ここで順の官歴を残す三十六人歌仙伝のうち、天元二年正月任能登守は訂正されねばならない。(家集「一九一三」の題詞も同じく訂正が必要である。)理由は次の二点である。

① 本朝文料の「請殊蒙天恩依和泉国所濟竝別功散位勞次第被拜任伊賀伊勢等の国守闕状」の申官爵は、天禄二年より九年も散位であつた源順が、天元三年正月二三日に誠惶誠恐謹んで申し上げたものであること。

② 源順集に、天元二年十月依宣旨奉る御屏風の歌の最後に次の歌がある。

此の歌を奉らすついでに仰せ承る藏人にやる程もなき泉計に沈む身はいかなる罪の深きなるらむ
(一九一一)

これは、康保四年和泉守に任じられて以後、この時現在散位であることを証している。この事によつて明らかなるうちに、「一九一三」の歌は①の款状による功で能登守になつたのであろうから、題詞を「天元三年春能登守に……」と正さねばならない。同時に、三十六人歌仙伝は天元三年任能登守と訂正すべきである。

さらに、順の三十六人歌仙伝について不備な党を見いだした。天延六年十一月二十五日叙従五位上がそれである。第一に天延年間は四年であつて六年ではない。次に、本朝

文粹の順の中官爵に「請殊蒙天恩因准前例依和泉国巧補淡路守闕状」とあり、天延四年正月二十八日敬位、從五位上と署名してあるのもそのことはおかしい。推察するに、天延六年十一月二十五日叙從五位上は、天延元年十一月二十五日叙從五位上ではあるまいか。恐らく元を六と誤つたものと思われる。

文章は家を興すというのに、順ほど和漢の学の識者であり賢才であつたにもかかわらず、生涯官位にはめぐまれなかつた。天曆五年彼は四十一にして学生であつた。その間一体何をしていたのであろうか。恐らく引手のない順は學問で以て身をたてる以外にないと決心し、他日の大成を期する為、刻苦勉強して和歌や漢詩文を自分のものとしたに違いない。しかし雌伏多年にして、やつと得たのは勘解由判官の任でしかなかつた。拾遺和歌集の「身の沈みぬることをなげきて勘解由判官にて」の長歌が思い起されるのである。順は自分の官位の沈淪による寂しさを詩文や和歌に詠んだ。それは、本朝文粹に収められている「無尾牛歌」(……臨老居官官俸薄一兩僮僕不肯留草青春不乘肥馬雪白冬難擁善裘……)「病中聞羽林藤將軍戲題夜行舍人鳥養有三之絶句兼見藤播州橋員外源進士等奉和之古調一感一歎繼以狂歌」(……汝僕一家功己顯我臣三代志未攄昔自天曆至康保再直秘閣撰御書……)「高鳳刺貴踐之同交歌」(……共恥白物之入青雲)等に見られて悲痛である。家集に

も、

君は早や人並々に出立ちて沈みに沈む我に逢ふなよ
程もなき泉計に沈む身はいかなる罪の深きなるらん
と身の不遇を嘆く歌がみられるが順の苦節は想像に余りある。而して、本朝文粹には順が三度も「中官爵」をしていることが記されている。また、順には低官位の嘆ぎと共に、老年に入つては、持病脚氣の悲しみがあつたことが本朝文粹の詩文中や、家集によつて窺われる。まことに悲風慘雨の感がするのであるが、当代に名を得よう、自分の生れた運命を努力によつて切り開き、地位を築こうと奮闘した順は、賞讃に価すると言つても過言ではあるまい。

最後に、勅撰集に採用された源順の歌は、勅撰作者部類によれば計五十一首である。しかし、この内一首は除かれなくてはならない。というのは、風雅の春上巳、冬一という内春上には一首のみしか見いだせないからである。因みに、風雅和歌集の全部を調べたが見ることができない。風雅和歌集の一首を訂正して合計五十首が勅撰集に入歌となるわけである。